

令和4年1月11日

中核的労働要求方針書

横浜紙業株式会社は、基準が定める中核的労働にかかわる要求事項への適合・実施を確実にするため、下記を実施する。

- ① 当社は児童労働をさせない。
 - ・ 従業員、アルバイト等を含め身分証を確認する。
 - ・ 外国人労働者には在留証明書を確認する。

- ② 当社は強制労働をさせない。
 - ・ 個々の従業員と労働条件を合意している。
 - ・ 法定労働時間を超えるような残業はさせない。

- ③ 当社では職業と雇用における差別をしない。
 - ・ 性別等における賃金や就業規則の差別は一切ない。
 - ・ 労働基準法及び、男女雇用機会均等法を遵守します。

- ④ 当社では結社の自由及び団体交渉権を尊重する。